

平成29年1月6日(金)から

小川町デマンドタクシー 実証実験運行を開始します!

大河・八和田地域

町では、公共交通空白地域の解消・高齢者等の外出支援を目的に「デマンド型交通の導入」について検討を行ってきました。その実現化に向け、大河地域・八和田地域の方々を対象としたデマンドタクシーの実証実験運行を開始します。

デマンドタクシーとは、タクシー会社の持つ車両やシステムを活用し、利用者の要望に応じて町内の公共施設や病院、スーパー等に行くことができる交通手段です。行き先は指定されますが、町が利用料金の一部を負担することで通常のタクシーよりも低料金での利用が可能です。

●利用には、事前に利用者登録が必要です。申請はお早めに!

利用者登録 申請書に必要事項を記入し、都市政策課に郵送してください。ご持参による申請も受付ます。デマンドタクシー登録者証を12月下旬にお送りします。

申請書用紙は、対象地域に全戸配付します。

対象 腰越、青山、上古寺、下古寺、増尾、飯田、上横田、下横田、中爪、奈良梨、能増、高見、高谷、伊勢根、西古里、鷹巣に住民登録のある16歳以上の方(平成28年度中に16歳に達する方を含む)

※利用者登録制ですが、利用登録した方が一緒に乗車する場合は、未登録の方も同乗できます。

●デマンドタクシー実証実験運行の概要

日時 平成29年1月6日(金)～3月25日(土) 午前9時～午後4時 *日曜日・祝日を除く

区域 町内の公共機関・スーパー・医療機関等、乗降ポイント97か所

利用料 運行(片道)1台につき、タクシーメーター料金表示に応じた3段階料金。支払いは現金のみです。

Table with 2 columns: タクシーメーター料金表示, 利用料金. Rows: 2,000円未満 (500円), 2,000円以上3,000円未満 (1,000円), 3,000円以上 (1,500円)

※利用できるタクシー会社は、(有)小川観光タクシーのみです。

問合せ 都市政策課 都市政策担当 ☎(内) 251・252

*実証実験運行に関する詳細は、町HPで確認ください。

水道の冬支度はお済みですか?

水道の凍結や破損にそなえて、水道の防寒対策をお願いします。

防寒の仕方 蛇口まわり 毛布・布等を巻いて、濡れないようにその上からビニール等で覆ってください。

メーターボックス内 発砲スチロール、または毛布・布等をビニール袋に包んで入れてください。

パイロット



～お願い～

検針しやすいように、メーターボックスの周りには物を置かないようにしてください。週に1度は漏水のチェックをしましょう。全ての蛇口を閉めてメーターを見てください。パイロット(銀色)が動いていたら漏水の疑いがあります。

問合せ 上下水道課 水道総務担当 ☎(内) 182・241

小川町いきいきタクシー利用券 利用できるタクシー会社が3社になりました

タクシー利用料の一部助成事業として「小川町いきいきタクシー利用券」を交付しています。ご希望の方は健康福祉課(役場1階)で申請してください。

対象

小川町在住で、次のいずれかに該当する方 基準日:平成28年4月1日

- 1 身体障害者手帳1・2・3級、または下肢4級をお持ちの方
2 療育手帳(みどりの手帳)A・A・Bをお持ちの方
3 自動車等の運転免許証を所有しない75歳以上の方。ただし次の方を除く
*介護保険による要支援認定または要介護認定を受けている方
*前年度に個人住民税が課税されている方
*生活保護を受給している方
※1、2は、障害者支援施設等に入所していない方が対象です。

助成額

タクシーの初乗り運賃相当額を「助成券」として交付します。

助成券

- 1か月あたり2枚の交付となり、年度末までの計24枚を一括で交付します。有効期限は平成29年3月31日(金)です。
*1回の乗車につき、助成券1枚の利用とします。
*利用できるタクシー会社は次の3社です。
●(有)小川観光タクシー
●スマイルタクシー
●森林公園交通(株)

森林公園交通(株)が11月1日から利用可能となりました。

申請時の持ち物

- *身体障害者手帳、療育手帳(該当者のみ)
*印鑑(代理の方が受取る場合は代理人の印鑑)
*対象者の本人確認書類(障害者手帳、健康保険証等)
*代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)

問合せ 健康福祉課 障害福祉担当 ☎(内) 151

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう

日本国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ、北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国・地方公共団体の責務等が定められました。また、同法では啓発週間を設けています。

12月10日(土)～16日(金)は

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題です。問題解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

問合せ 健康福祉課 社会福祉担当 ☎(内) 355

重度心身障害者の方が医療機関等で受診した際に支払う医療費の自己負担分を助成(償還払い)します

対象 次の障害者手帳を65歳未満で交付された方

- *身体障害者手帳1、2、3級
*療育手帳A、A、B
*精神障害者保健福祉手帳1級(ただし精神科入院費は対象外です)

※高額療養費等の健康保険からの給付がある場合には、その金額を助成額から控除します。医療費の助成を受けるには、受給資格の登録が必要です。ただし登録を済ませていない方は、お問合せください。

問合せ 健康福祉課 障害福祉担当 ☎(内) 151

国民年金保険料の後納制度

過去5年間に納め忘れた保険料はありませんか?

平成27年10月1日から平成30年9月30日までに限り、過去5年間の納め忘れた国民年金保険料を納めることができます。将来受け取る年金額の増額や受給資格期間を確保できるチャンスです。

納めようとする時は事前に申込みが必要です。納めていただく保険料には、当時の保険料額に一定の金額が加算されます。また、老齢基礎年金を受給している方等は対象となりません。

問合せ

- ◆川越年金事務所 ☎049-242-2657
◆小川町役場町民課 ☎(内) 146